

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐世保市長 宮島 大典

市町村名 (市町村コード)	佐世保市 (42202)
地域名 (地域内農業集落名)	佐世保地区② (田代)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7年 6月 17日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、山間地域に位置しており、傾斜地が多いことから機械化が進みにくく、作業効率の低下が課題である。また輸送コストが高くなることから、農家の収益が減少する可能性がある。

- ・機械化が進まないことによる作業効率の低下
- ・山間地であるため輸送コストの増加

【地域の基礎的データ】

農業者:2人、うち認定農業者:1人(申請中)

主な作物:水稻 など

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地域は、主に水稻が展開されている地域であり、今後も農業を維持継続していくため、地域内の法人などに、農地の集積・集約化を進め、経営の効率・安定及び所得向上を図っていく。

- ・中山間地域等直接支払事業を活用し、農道、水路の維持管理を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。
保全・管理等が行われる区域については、具体的な取り組みが計画された場合に設定していく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や法人及び認定新規就農者などを中心に、農地の集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用しつつ、農業者の経営状況に応じて段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
法人等のニーズを踏まえ、必要に応じて基盤整備事業に取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
法人など農業を担う者を確保していくため、JAや県、市などの関係機関と連携して相談体制を確立するとともに、経営や栽培技術の情報提供や指導などの支援を行っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
JAを中心に営農指導や防除の情報提供を実施し、安定的した生産を目指す。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシなどによる有害鳥獣被害が拡大しないよう、防護柵を設置など有害鳥獣対策を行う。
- ③農業のスマート化を図り、効率的な経営を目指す。
- ⑦中山間地域等直接支払事業を活用して、適切な農地の維持管理を行う。
- ⑩地域内の農業を担う者等変更が生じた場合には、地域計画の見直しを農業委員、推進委員等の地域代表者への確認や書面、ホームページ等による簡易な方法による協議を行う。